平成２１年（フ）第１４６０号
福岡県大野城市雑餉隈町１丁目５番11―404号ファーネスト春日原
債務者　山部りか子
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１４６４号
福岡市西区横浜１丁目34番４―101号
債務者　宮内千恵子
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１５２６号
福岡市博多区相生町３丁目１番１号
債務者　嶋原　秀次
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１５６１号
福岡市博多区豊１丁目８番39―305号
債務者　西松奈穂美
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１３２号
福島県会津若松市西七日町12番38号　鹿目アパート１号、前住所福島県会津若松市城前10番11号　市営住宅25棟６号
債務者　木村　　敏（旧姓木下）
1　決定年月日時　平成21年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第１３３号
福島県会津若松市米代１丁目１番10号、前住所福島県会津若松市南町２番49号
債務者　阿部　　誠
1　決定年月日時　平成21年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第２２４号
埼玉県深谷市畠山2138番地２
債務者　髙荷真理子
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第２３８号
埼玉県深谷市上柴町東１丁目21番地11　ＤＥＰＡＲＴＵＲＥ106号
債務者　景山　美香
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第２５９号
埼玉県深谷市西大沼250番地１
債務者　飯塚　八郎
1　決定年月日時　平成21年７月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第２８７号
埼玉県熊谷市石原2019番地１　熊谷石原団地２―908
債務者　赤岡　幸子
1　決定年月日時　平成21年７月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第２９２号
埼玉県深谷市田谷222番地５
債務者　関本　大亮
1　決定年月日時　平成21年７月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第２９３号
埼玉県深谷市田谷222番地５
債務者　関本　美和
1　決定年月日時　平成21年７月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第２８６号
新潟市北区太田甲5787番地８
債務者　佐藤　義雄
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２８７号
新潟市北区太田甲5787番地８
債務者　佐藤　有子
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２１７号
金沢市笠舞２丁目18番３号
債務者　岡部　夏実
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２３９号
金沢市粟崎町３丁目169番地１　市営住宅８棟304号
債務者　宮村　邦彦
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２４９号
金沢市三十苅町丁170番地　県営住宅４棟16号
債務者　木井　敬治
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２８５号
金沢市疋田１丁目219番地　ｅコート302号室、従前の住所金沢市荒屋１丁目64番地
債務者　二塚　桂子
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
金沢地方裁判所